

ヨーロッパの範囲

新宿経済研究所 代表社員社長 岡本 修
okamoto@shinjuku-keizai.com

日本時間 2016 年 6 月 24 日午後 2 時頃の各種報道によると、英国で実施されていた、英国が欧州連合（EU）から離脱するかどうかを問う国民投票の結果、離脱派が残留派を上回ったとされ、英国のEU離脱がほぼ確定したと報じられています。これにより、「ヨーロッパの範囲」の定義は変わるのでしょうか？

当社では、「欧州の範囲」については次の三つの観点から分けるのが適切であると考えています。

- (1) 国境を意識せず自由に行き来できる範囲
- (2) 政治連合としての「欧州連合（EU）」に加盟している国
- (3) 共通通貨である「ユーロ」を採用している国

この (1) ~ (3) については、同一ではありません。

欧州では「シェンゲン協定」という協定が発効しており、わが国の外務省のウェブサイトによると、2013年7月時点で26カ国が加盟しています。この「シェンゲン協定」に加盟している国同士では、原則としてパスポート・税関等のチェックなしに、人々が自由に行き来できます。次に、政治連合としての「欧州連合（EU）」です。EU駐日代表部のウェブサイトによると、現在、28カ国が加盟しています。そして、三つ目の観点は、同じ通貨・ユーロを使っているかどうかです。同じくEU駐日代表部ウェブサイトによれば、「ユーロ圏に加盟」している国は19か国です。欧州各国が上記 (1) ~ (3) のいずれに該当しているかについては、当資料の図表1をご参照ください。

ところで、英国が「属している」のは、このうちあくまでも「(2) 欧州連合（EU）」の部分のみです。例えば英国は「シェンゲン協定」に加盟していませんので、報道等で「英国がEUから離脱すれば、例えばフランスから英国に入国するときにパスポート・チェックが復活してしまう」といった内容を見掛けることがありますが、これは明確な間違いです。正しくは「英国はもともとシェンゲン協定に加盟していないので国境審査には影響がない」、というものです。同様に、英国は共通通貨・ユーロを利用していませんので、英国がEUから離脱すればユーロ圏が縮小する、といった議論も誤りです。

ただ、欧州で現在懸念されているのは、「離脱ラッシュ」です。例えば、英国がEUから離脱すれば、英国に続いてEUから離れる国が出てくるのではないかと、との懸念です。そして、次にあるのが「独立リスク」です。英国自身も数年前にスコットランドの独立を巡る住民投票が行われたばかりですが、ほかにもスペインではカタルーニャ州、イタリアでは北部諸州、ドイツではバイエルン州、といった具合に、(温度差はありますが) 各国で独立に向けた住民投票の動きが活発化するかもしれません。

■ 図表1 三つの軸と欧州

日本での略称	国名	英語表記	シェンゲン協定	EU	ユーロ圏
アイスランド	アイスランド共和国	Republic of Iceland	○		
アイルランド	アイルランド	Ireland		○	○
アルバニア	アルバニア共和国	Republic of Albania			
アンドラ	アンドラ公国	Principality of Andorra			
イタリア	イタリア共和国	Italian Republic	○	○	○
ウクライナ	ウクライナ	Ukraine			
英国	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland		○	
エストニア	エストニア共和国	Republic of Estonia	○	○	○
オーストリア	オーストリア共和国	Republic of Austria	○	○	○
オランダ	オランダ王国	Kingdom of the Netherlands	○	○	○
キプロス	キプロス共和国	Republic of Cyprus		○	○
ギリシャ	ギリシャ共和国	Hellenic Republic	○	○	○
クロアチア	クロアチア共和国	Republic of Croatia		○	
コソボ	コソボ共和国	Republic of Kosovo			
サンマリノ	サンマリノ共和国	Republic of San Marino			
スイス	スイス連邦	Swiss Confederation	○		
スウェーデン	スウェーデン王国	Kingdom of Sweden	○	○	
スペイン	スペイン	Spain	○	○	○
スロバキア	スロバキア共和国	Slovak Republic	○	○	○
スロベニア	スロベニア共和国	Republic of Slovenia	○	○	○
セルビア	セルビア共和国	Republic of Serbia			
チェコ	チェコ共和国	Czech Republic	○	○	
デンマーク	デンマーク王国	Kingdom of Denmark	○	○	
ドイツ	ドイツ連邦共和国	Federal Republic of Germany	○	○	○
ノルウェー	ノルウェー王国	Kingdom of Norway	○		
バチカン	バチカン	Vatican			
ハンガリー	ハンガリー	Hungary	○	○	
フィンランド	フィンランド共和国	Republic of Finland	○	○	○
フランス	フランス共和国	French Republic	○	○	○
ブルガリア	ブルガリア共和国	Republic of Bulgaria		○	
ベラルーシ	ベラルーシ共和国	Republic of Belarus			
ベルギー	ベルギー王国	Kingdom of Belgium	○	○	○
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	Bosnia and Herzegovina			
ポーランド	ポーランド共和国	Republic of Poland	○	○	
ポルトガル	ポルトガル共和国	Portuguese Republic	○	○	○
マケドニア	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	Former Yugoslav Republic of Macedonia			
マルタ	マルタ共和国	Republic of Malta	○	○	○
モナコ	モナコ公国	Principality of Monaco			
モルドバ	モルドバ共和国	Republic of Moldova			
モンテネグロ	モンテネグロ	Montenegro			
ラトビア	ラトビア共和国	Republic of Latvia	○	○	○
リトアニア	リトアニア共和国	Republic of Lithuania	○	○	○
リヒテンシュタイン	リヒテンシュタイン公国	Principality of Liechtenstein	○		
ルクセンブルク	ルクセンブルク大公国	Grand Duchy of Luxembourg	○	○	○
ルーマニア	ルーマニア	Romania		○	

(出所) 「日本での略称」は当社作成、「国名」・「英語表記」・「シェンゲン協定」は外務省ウェブサイト、「EU」・「ユーロ圏」は欧州連合駐日代表部ウェブサイト。なお、シェンゲン協定加盟国は2013年7月時点、EU加盟国は時点不詳、ユーロ加盟国は2016年1月時点。

以上

【重要】当資料について

当資料は、合同会社新宿経済研究所及び資料作成者（以下「当社等」）が情報提供のために作成したものです。また、当社等は、当資料に記載している内容、意見、その他の記述について、その正確性を保証するものではありません。ご利用にあたっては、全て利用者の判断において、また、必要に応じて監督官庁、会計監査人、税務当局等とのご協議や、金融・法務・会計・税務その他アドバイザー・ファーム等の社外専門家とご相談のうえで、適切にお取扱いください。当社等はいかなる場合でも、当資料を直接・間接に入手した利用者に対して損害賠償責任を負うものではなく、また、当資料利用者の当社等に対する損害賠償請求権は明示的に放棄されているものとします。また、著作権はすべて当社等に帰属します。商用、非商用等、その目的を問わず、当資料を無断で引用または複製することを禁じます。

当社について

商号 合同会社新宿経済研究所
代表 岡本 修（代表社員社長・公認会計士）
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-31-7-804
コンタクト先
info@shinjuku-keizai.com

著者紹介

岡本 修（おかもと おさむ） 当社代表社員社長

【略歴】

1998年 慶応義塾大学商学部卒業、国家公務員採用一種試験（経済職）合格
2000年 中央青山監査法人入社、会計士補開業登録
2002年 朝日監査法人（現・あずさ監査法人）入社
2004年 公認会計士開業登録
2006年 みずほ証券入社
2015年 合同会社新宿経済研究所 設立、現在に至る

【主な著書】

『詳解バーゼルⅢによる新国際金融規制』（共著）中央経済社、2012年
『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』東洋経済新報社、2012年
『国内行向けバーゼルⅢによる新金融規制の実務』（共著）中央経済社、2014年
『外貨建投資・ハッジ戦略の会計と税務』中央経済社、2015年